

第12期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

株式会社ZenmuTech

## 1. 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称		第 4 - 2 回 新 株 予 約 権	第 4 - 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月30日	2017年5月30日
新 株 予 約 権 の 数		5個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり 456,400円 (1株当たり 2,282円)	新株予約権1個当たり 456,400円 (1株当たり 2,282円)
権 利 行 使 期 間		2019年5月31日から 2027年5月30日まで	2019年5月31日から 2027年5月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

名 称		第 9 回 新 株 予 約 権	第 9 - 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年3月30日	2021年3月30日
新 株 予 約 権 の 数		75個	36個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 7,200株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり 543,400円 (1株当たり 2,717円)	新株予約権1個当たり 543,400円 (1株当たり 2,717円)
権 利 行 使 期 間		2023年4月1日から 2031年3月31日まで	2024年3月30日から 2032年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 36個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

名 称		第 1 1 回 新 株 予 約 権	第 1 1 - 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年3月30日	2022年3月30日
新 株 予 約 権 の 数		50個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 1,200株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり 543,400円 (1株当たり 2,717円)	新株予約権1個当たり 543,400円 (1株当たり 2,717円)
権 利 行 使 期 間		2024年7月1日から 2032年6月30日まで	2025年3月15日から 2033年3月14日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

名 称		第 1 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2024年3月28日	
新 株 予 約 権 の 数		16個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式	3,200株
		(新株予約権1個につき	200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権1個当たり	496,000円
		(1株当たり)	2,480円)
権 利 行 使 期 間		2026年3月29日から 2034年3月28日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	16個
		目的となる株式数	3,200株
		保有者数	3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監 査 役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 1. 2024年11月1日付で1株を200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」が調整されております。

2. 権利者は、本新株予約権を行使するにあたり、次の条件を満たすことを要します。

(1)権利行使の時点においても、当会社又は当会社の関連会社の取締役、監査役もしくは、従業員、顧問、その他これに準ずる地位にあること。

(2)下記「新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないこと。

「新株予約権の取得条項」

次の各号のいずれかに該当した場合には、当会社は、当会社の取締役会が定める取得日において、権利者の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、一部を取得する場合は、当会社の取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- ①次の各号に定める議案が、当社の株主総会において決議された場合（株主総会決議を要しない場合には、当該議案について取締役会が決議した場合）。
- i .当社が消滅会社となる合併の議案
  - ii .当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割の議案
  - iii .当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の議案
  - iv .株主総会の決議により特定の種類株式の全部が取得できる旨の定款変更の議案
- ②新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。
- ③新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合。ただし、本条に基づき取得することができる新株予約権は、当該放棄した新株予約権に限る。
- ④本新株予約権の割当を受けた者に不正行為、職務上の義務違反又は懈怠があった場合。
- ⑤本新株予約権の割当を受けた者が当会社に損害を与えた場合。但し、正当な事由があり、また損害が軽微であると当社の取締役会が認めた場合を除く。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
  - (ii) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - (iii) コンプライアンスの状況は、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - (iv) 内部監査業務の担当者は、代表取締役の命により内部監査担当者が担当し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度規程、ハラスメントの防止に関する規程等に従って対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書保管管理規程」に基づき、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - (ii) リスク情報等についてはリスク・コンプライアンス委員会等を通じて各部長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査担当者が行うものとする。
  - (iii) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - (iv) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (ii) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
  - (iii) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われるような体制を構築し、整備、運用及び評価を行うものとします。
- ⑥ 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制
- (i) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - (ii) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - (iii) 監査役は、管理部の取締役及び使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた取締役及び使用人はその指示に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けないものとする。
  - (iv) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - (v) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
  - (vi) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
  - (vii) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やか

に処理するものとする。

- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - (i) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - (ii) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - (iii) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は20回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役5名で構成されており、事前に資料を共有し、取締役会における審議時間を確保し活発な議論が行われております。
- ② 監査役の監査体制

監査役は、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当事業年度につきましては、14回開催いたしました。また常勤監査役は経営会議に出席し、取締役の職務執行について監査するとともに、内部監査担当者との情報交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。
- ③ リスク管理及びコンプライアンス管理体制

当事業年度において、業務執行取締役及び常勤監査役が出席のもとで、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク管理の状況や管理体制、コンプライアンス違反の有無をモニタリングしております。また内部通報制度規程に基づき、法令違反の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	219,650	117,150	270,145	387,295	△374,399	△374,399	232,545	5,277	237,823
当 期 変 動 額									
新株の発行（新株予 約権の行使）	214,704	206,444		206,444			421,148		421,148
当 期 純 利 益					155,917	155,917	155,917		155,917
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									-
当 期 変 動 額 合 計	214,704	206,444	-	206,444	155,917	155,917	577,066	-	577,066
当 期 末 残 高	434,354	323,594	270,145	593,740	△218,481	△218,481	809,612	5,277	814,889

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは定額法によっております。

市場販売目的のソフトウェアは見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年以内）に基づく均等配分を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① 製品の販売に係る収益

主にソフトウェア販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識する契約と、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約

により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識するサブスクリプション契約があります。

② 保守サービスに係る収益

主に製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 41,369千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項の要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としており、主な仮定は、策定時に入手可能な受注見込に基づく売上高予測であります。中期経営計画の前提条件の変更及び経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	100,000千円
借入実行残高	100,000千円
借入未実行残高	— 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,565千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,359,600株 |
|------|------------|
- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 91,400株 |
|------|---------|

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金の調達に関しましては、主に銀行等金融機関からの借入や新株発行等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に国の研究開発プロジェクトにかかる公的機関に対する補助金収入の未収計上であり、リスクは限定的であります。差入保証金はオフィス賃借に伴う保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。債務である未払費用、未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、営業部門及び管理部門が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても記載を省略しております。

(注) 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—
合計	100,000	—	—	—

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	1,970千円
未払事業税	2,964千円
税務上の繰越欠損金	321,019千円
賞与引当金	7,456千円
その他	85千円

繰延税金資産小計 333,496千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\Delta 291,158$ 千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta 968$ 千円

評価性引当額小計  $\Delta 292,126$ 千円

繰延税金資産合計 41,369千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

事業別	秘密分散	秘密計算	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス顧客との契約から生じるフロー型収益 (パーペチュアルライセンス等の収益)	304,356	132,532	18,643	455,531
一定の期間にわたり移転される財又はサービス顧客との契約から生じるストック型収益 (サブスクリプションライセンス、保守等の収益)	396,191	－	220	396,411
外部顧客への売上高	700,547	132,532	18,863	851,943

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	74,558 千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	330,759
契約負債 (期首残高)	205,952
契約負債 (期末残高)	247,546

契約資産は、主に秘密分散ソリューションの保守サービス等に関する顧客との契約について、期末日時点の未請求のサービス利用料の対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対す

る当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。なお、当社の契約資産は重要性に乏しいことから記載を省略しております。

契約負債は、主に情報セキュリティ事業に含まれるセキュリティソリューション及び保守サービス等について、顧客との契約に基づき当社が義務の履行を予定して支払いを受けた金額のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は176,577千円であります。なお、当事業年度における契約負債残高の重要な変動は、主に当社の主力ソリューションであるZENMU Virtual Driveの契約件数増加に伴う前受金の増加により生じたものであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	595円48銭
(2) 1株当たりの当期純利益	120円87銭

### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。